



Q&A 地域行政の主務所管を知る

- 1 -

ねこに手を差し伸べる皆さまからのご質問より

ねこからの生活侵害苦情を訴える人がいる。
保護・手術・返還の「のらねこ対策」プログラムを公にできない。
餌をやっている外ねこが突然少なくなった。
ねこが殺傷行為をうけているらしい。
のらねこの譲り渡し先を見つけない。 ...などやそのほかのご質問に際して、

地域行政は、私たちと最も身近な関係の、法律を行う機関です。

動物愛護管理法（以下、同法）で、ねこや愛護動物から人への侵害を前もって防ぐことと、動物にも命あるものという考えに照らし合わせて、人と動物も一緒にその関係を保つための心配りをするのが決められています。

この決まりを、ねこがテリトリーにする地域で行うため、地域行政に所管の部署を置くことになっています。同法にすごく詳しく、法律についての責任の強い所管部署を主務所管としました。

平成17年に改正公布された同法の基本指針によると、都道府県や市町村に愛護動物主務所管のないときには、この法律を行うことも困難になります。（ファクトシート：改正新法は、項目別途）

地域のねこたちはさまざまな問題と共に生きています。直ぐ問題解決に出かけられる人々の仕組みや、適切な対応を行う行政のアニマルレスキューシステムも整っていません。

地域のねこのさまざまな問題には、地域の事情に合った対応を、その都度その地域の人たちが中心になって行うことになります。

地域の人たちが行うときに欠かせないのは、その地域を管轄する愛護動物所管行政の、法に基づいた行政指導や行政措置です。

ねこの問題に手を差し伸べようとする際に、先ずその前に確かめておきたいことは、地域を所管する行政が、法に決められている「愛護動物のねこ」に対して、法令順守の対応を行えるのか？どうか？です。

多くの場合、各都道府県や市区町村によって、地域を管轄する所管が分かりにくくなっています。

調べてみると、保健所や動物管理センターなどは、住民相談の役割分担窓口であって、法による主務所管と異なる場合もあります。

相談窓口が複数のことも多く、適切な情報を確かめる方法も簡単といえません。

都道府県に、愛護動物所管を置いているが、市区町村に置かれていない場合。

政令都市や中核都市などでは、都道府県と異なる指導を行っている場合。

都道府県の所管は決められているが、実際の作業を都道府県の保健所支所や、動物管理センター支所のほか、清掃担当などが行っている場合などなどさまざまです。

地域を管轄する市には所管がなく、県の保健所やセンター支所が、市の地域を管轄することもありますし、市にも所管があって、なおかつ市内に支所を置く県の保健所にも所管を置いていることもあります。

また、どちらの場合にも法による主務所管ではなく、古くからの慣例により、単なる相談窓口担当だったというケースもあります。

原則として、行政は法律を行う機関ですから、法令順守を行うための、地域行政主務所管を知ることが必要です。

ねこに手を差し伸べるとき、その地域を管轄する愛護動物主務所管を知っておきます。

知る方法は（1）都道府県に「動物愛護管理法による愛護動物行政所管」の有無をしをたずねます。

（2）愛護動物所管が分かったとき、都道府県の所管へ、あてはまる市区町村の「愛護動物所管」の有無をたずねます。

この問い合わせの際に大切なのは、具体的な相談内容では無く、「法による所管」があるのかないのかわかりだけを適切に知ることです。

具体的な相談には、主務所管の措置とは違う、相談電話窓口のそれなりの事務的なお返事しかもらえないこともあります。

（3）地域の所管の有無と同時に、その前段におかれ、地域も総括する都道府県主務所管が、愛護動物のねこに対して、どのような対応や措置、または指導の理念などを持って、実行し指導しているのかなどの適切な情報を得ます。（ファクトシート：主務所管を知るための電話のかけ方は、項目別途）





法による愛護動物行政主務所管では、都道府県や市区町村、または政令都市や中核都市の区別なく、愛護動物から人への侵害を前もって防ぐことと、愛護動物にも命あるものという考えに照らし合せて、人々と動物とも一緒にその関係を保つ心配りをするなど基本原則にした指導や措置を行います。

万が一、地域行政が異なる指導や措置を行う際には、疑義を表明することも行われます。(疑義教示などは、ファクトシートほか、Q&A ホームページ。)

地域行政の所管が分かったときに、地域のねこの具体的な出来事について、指導や措置の内容を確かめます。

ねこからの生活侵害苦情を訴える人がいる。などの場合には...、地域の所管は地域ねこプランの有効性に理解があるのか、あるいはそのほかの適切な指導があるのか？などの情報を得ます。

保護・手術・返還のプログラムを公にできない、などの場合も同じように、所管の指導情報を得ます。(法令順守による基本原則などに基かない措置を行政が行うときの、行政への対応方法などは、項目別途。)

行政が、法令順守の措置を地域のねこに取り入れている際には、地域住民に対して、ねこへの手助けの内容をお知らせできます。

地域の行政が、ねこについてのガイドラインなどを定めていない場合でも、法令順守の方法を行政で行えますから、ねこの保護・手術・返還プログラムを地域の皆さまにもお知らせします。

このプログラムは、地域住民も行政も同じ目的を目指す「協働」のスタイルでも行われます。(保護・手術・返還プログラムと地域ねこプランは、項目別途。)

のらねこが突然減った。ねこの殺傷。のらねこの譲り渡し。捨てねこ違反。えさやるな。外で飼うな。お家に連れ帰れ。...などやそのほかについても、地域を管轄する主務所管行政の基本的な考えについての適切な情報を、前もって知っておきます。

人がねこに殺傷や遺棄を行うことは、強い罰則の有る法律違反ですから、愛護動物所管と警察などと情報交換しながら、連携して対応することになります。

地域ののらねこ問題の解決は、法令順守に従い、まず第一にそのようなねこをこれ以上出さないという考えからはじまっています。

また、地域環境の保全問題という考えも強くなりました。

ねこを排除するのではなく、苦情の原因を調べてなくしながら、ねこが人から侵されることを防ぎ、ねこの健康や福祉を考える合わせる長期的な方法です。

ねこのいる地域で、ねこの健康や福祉を望みますが、その環境には人も多くいます。人もねこもその数が増えると、自ずと苦情も増え、環境保全が必要になります。

ねこがいて問題のある地域の解決策は、先ず根本の原因を断つために、...

- (1) ペットのねこからこれ以上ののらねこを出さないこと。
- (2) ねこに人が行う殺傷や遺棄などの事件の防止。
- (3) 既に外で生きているねこを、そのテリトリーの中で適切に保護や管理をする。...などです。

法令順守に厳しく従うと、行政が動物の引取りを求められるとき、不都合な理由から飼えないなどや、駆除の目的では受け付けられません。

引取った犬やねこに生存の機会を与えるための、法に準拠したシステムを行政は持てませんが、未だありません。

ねこの保護や管理の仕組みを、行政ですら持てませんから、市民が持つことはさらに困難です。また、依頼されて、ねこの一生涯の保管を請け負うビジネスプランでは、1頭あたり数百万円ともされています。

のらねこをお家に連れ帰ることを強く求めるとき、求められた人の生活権利や財産すら侵しています。

不幸なねこに手を伸べようとするとき、愛護動物主務所管行政の法令順守に基づいた、官民協働の方法が注目されています。

協働の方法を行うには、ねこのそばで暮らす人々の手助けが欠かせません。

人々をサポートする地域行政の適切な考えを知り、同じ目的を目指します。

